

随意契約理由書

発注案件名	江戸川労働基準監督署における冷温水発生機修繕工事	要求部署名	総務部
発注（契約）内 容	江戸川労働基準監督署における冷温水発生機修繕工事		
発注（契約）案 件 の 要 求 理 由	平成28年7月1日付総務部会計課起案「江戸川労働基準監督署における冷温水発生機部品交換に伴う事前工事の実施について」に基づき、テクノ矢崎株式会社と契約のうへで部品交換に必要な事前作業及び機器本体の劣化状況についての調査を依頼したところである。当該契約に基づき平成28年8月4日及び5日に同社が作業を行った結果、機器本体の状態は比較的良好であり、故障箇所の部品のみを交換すれば機器は運転を再開できる旨の報告（別添「作業報告書」のとおり）が寄せられたことから、交換部品の発注及び交換作業の実施を至急実施いたしたい。		
契約金額	¥2,788,560	契約年月日	平成28年8月5日
契約業者名及び住所	テクノ矢崎株式会社（品川区南品川2-2-10）		
随意契約の理由	職員の体調不良や、利用者からの苦情といった事態が発生しており、冷温水発生機を早急に復旧させる必要があるが、本件故障部品は完全受注生産であり納期に1ヶ月程度を要することから、本件を競争に付した場合には機器復旧が大幅に遅れることが想定され、被害が更に拡大することも予想されるため、事前作業及び調査を実施した上記業者に対して機器交換作業も緊急で対応可能であるか問い合わせを行ったところ、可能である旨の回答を得たことから本件指定業者とする。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号		
予定価格及び積算内訳	予定価格	¥2,788,560	
見積書徴取状況	1社(業者指定)		
その他特記事項			